

# 令和8年度市・道民税申告書の書き方（おもて）

## ●「申告者」

全ての事項に記入してください。

代理人が提出する場合は、代理人欄にも記入してください。

勤務先欄について、勤務先がない場合は空欄または「無し」と記入してください。勤務先がある場合は、「飲食店〇〇」や「(有)〇〇建設の大工」など具体的に記入してください。

## ●「本人に関する控除」

申告者本人が寡婦、ひとり親、障害者、勤労学生のいずれかに該当する場合は次のとおり記入してください。

- ・寡婦：□にチェックをして「事由発生年月」を記入。
- ・障害者：「※障害の記入方法」を確認して記入。
- ・ひとり親：□にチェック。
- ・勤労学生：□にチェックをして、「学校名」を記入。

※寡婦、ひとり親については、裏面「☆記入に関する注意点」をご覧ください。

## ※障害の記入方法

本人、同一計画配偶者、扶養親族が障害者の場合は次のとおり記入してください。

身（身体障害者手帳）、精（精神障害者保健福祉手帳）、療（療育手帳）の場合は「身・精・療」のうち該当するものを○で囲んで、手帳に記載されている「等級」および「手帳等の交付年月」を記入してください。

準（障がい福祉課にて発行する認定書）の場合は「準」を○で囲んでください。

## ●「社会保険料控除」「生命保険料支払金額」

### 「地震保険料支払金額」

前年中に支払った保険料がある場合は該当する項目に支払った保険料の金額を記入してください。

※源泉徴収票などに記入されている金額についても必ず記入してください。

※控除額ではなく支払金額を記入してください。

## 令和8年度市・道民税申告書

住所	釧路市黒金町7丁目5番地			生年月日	明・大・昭平・令 44年8月8日	釧路市長 あて	コード番号							
フリガナ	クシロタロウ			電話	23-5151	受付	メモ							
氏名	釧路太郎			勤務先	(有)〇〇建設 (鉄筋工)	年月日提出								
個人番号 (マイナンバー)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	統括	電話
代理人 氏名														

1. 収入に関する事項（収入・所得がある方は、裏面の収入・所得の計算欄をご利用ください）

無職無収入（ ）・生活保護・非課税所得（ ）

収入 金額 等	給与	2400000	所得 金額	営業		一雑	
	内 専 給			農業		一時	
公的年金	5000000			1500000			
一							

2. 所得控除に関する事項 ※同一計画配偶者・・・申告者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が58万円以下の人は

本人に 関する 控除	寡婦	□死別	□離婚	□生死不明	昭・平・令 年月	□勤労学生 (学校名)
	障害者	身・精・療・準		級	昭・平・令 年月	ひとり親

配偶者・ 配偶者特別 控除・同一 生計配偶者	氏名	生年月日	個人番号	合計所得金額	障害の種類・等級	手帳等の交付年 月
				0円		
	釧路 夕子	明・大・昭46年7月7日 平・令	234567890123	□同一計画配偶者(控除 対象配偶者を除く)	身・療 精・準	昭・平・令 年月
	釧路 洋	明・大・昭8年1月2日 平・令	345678901234	控除額 内 統柄 子 同居別居	身・療 精・準	昭・平・令 年月
	釧路 鶴子	明・大・昭24年1月1日 平・令	456789012345	控除額 内 統柄 妻 同居別居	身・療 精・準	昭・平・令 年月
	釧路 次郎	明・大・昭15年4月6日 平・令	567890123456	控除額 内 統柄 子 同居別居	身・療 精・準	昭・平・令 年月
※1	16歳未満の扶養親族	明・大・昭年月日	111111111111	統柄 同居別居	身・療 精・準	昭・平・令 年月
	釧路 花子	平・令22年1月2日	678901234567	統柄 子 同居別居	身・療 精・準	B級 平・令 30年6月
		平・令年月日	111111111111	統柄	身・療 精・準	平・令年月
		平・令年月日	111111111111	統柄	身・療 精・準	平・令年月

損害の原因 種類	損害年月日 令年月日	損害を受けた資産の種類 保険金などで補填される額	小規模企業等共済掛金	5000
			所得額	

社会保険料 控除	国民健康保険料 144,000円	後期高齢者医療保険料 内	介護保険料 36,000円	控除額	5000
				内	

生命保険料 支払金額	新生命保険料 42,000円	新個人年金保険料 内	介護医療保険料 24,000円	控除額	5000
				内	

地震保険料 支払金額	地震保険料 4,800円	旧長期損害保険料 内	介護医療保険料 24,000円	控除額	5000
				内	

※裏面にも記載する欄がございます。※1 別居の扶養親族等がいる場合には裏面「5」にも記入してください。（従来の医療費控除を選択する場合は空白）

※2 セルフメディケーション税制による控除を選択される場合には、「区分」欄に「1」と記入してください。

## ●「収入に関する事項」

・「無職無収入」「生活保護」「非課税所得」のいずれかに該当する場合は○で囲んで（ ）内に詳細を記入してください。

無職無収入の例：預貯金、親の援助、夫の被扶養者など  
非課税所得の例：遺族年金、障害年金、雇用保険給付金、児童扶養手当など

・前年中に課税収入があった場合は、「収入金額等」「所得金額」欄に金額を右詰めで記入し、申告書裏面に内訳を記入してください。

## ●「配偶者控除・配偶者特別控除・同一計画配偶者」

申告者と生計を一にする配偶者（合計所得133万円以下）がいる場合は配偶者の内容を記入してください。

※申告者の合計所得が1,000万円以下、配偶者の合計所得が58万円以下の場合には配偶者控除の対象（控除対象配偶者）となり、申告者の合計所得が1,000万円以下、生計を一にする配偶者の合計所得が58万円超133万円以下の場合には配偶者特別控除の対象となります。

## ●「扶養控除・特定親族特別控除」

申告者と生計を一にする扶養親族（合計所得58万円以下）がいる場合は「扶養控除・特定親族特別控除」欄に記入してください。

※「控除額」欄の記入は不要です。

また、申告者と生計を一にする19歳～22歳（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれで合計所得が123万円以下）の方を控除として申告したい場合は、「扶養控除・特定親族特別控除」欄に記入してください。

※「控除額」については、申告書裏面の「所得計算・控除一覧表」を確認し、記入してください。

平成22年1月2日以後生まれの扶養親族については「16歳未満の扶養親族」欄に記入してください。

## ●「医療費控除」「セルフメディケーション税制」

前年中の医療費支払額およびその医療費に対する補てん金額を記入してください。

セルフメディケーション税制を申告する場合は「区分」に「1」と記入してください。

## 令和8年度市・道民税申告書の書き方（うら）

### ●「給与収入の内訳」

給与の源泉徴収票が発行されている方は、記入を省略して源泉徴収票の内容を申告書表面に記入してください。

それ以外の方は、給与明細書を基に内容を記入し、次とおり申告書表面に金額を記入してください。

- ア. 収入額の合計額を申告書表面の収入金額等「給与」欄に右詰めで記入してください。
  - イ. 社保料の合計額を申告書表面の社会保険料控除の「その他」欄に記入してください。
  - ウ. 所得税の合計額を申告書表面の「所得税額」欄に右詰めで記入してください。

※収入額とはいわゆる手取り額ではなく、総支給額のことです。また、交通費の中には非課税となり総支給に含まれないものがありますのでご注意ください。

#### ●「公的年金収入の内訳」

公的年金の源泉徴収票を基に内容を記入してください。  
内容を記入した後は、次のとおり申告書表面に記入してください。

- ア. 収入額の合計額を申告書表面の収入金額等「公的年金」欄に右詰めで記入してください。
  - イ. 社保料の合計額を申告書表面の社会保険料控除の「その他」欄に記入してください。
  - ウ. 所得税の合計額を申告書表面の「所得税額」欄に右詰めで記入してください。

### ●「その他の所得の内訳」

前年中に「給与」「公的年金」「配当」以外の所得がある場合は該当する項目に内容を記入してください。

※「営業等」及び「不動産」については、別紙収支内訳書を作成して申告書に添付してください。

#### ●「事業専従者に関する事項」

個人事業を営んでいる方で専従者を雇っている場合  
専従者の内容を記入してください

#### ●「別屋の扶養親族に関する事項」

別居している扶養親族がいる場合は扶養親族の内容を記入してください

※個人特定のために個人番号（マイナンバー）が必要となりますので忘れずに記入してください。

### ●「寄附金に関する事項」

前年中に行つた寄附がある場合は寄附先および寄附金額を記入してください。（振込日時が令和7年中の寄附が対象となります。）

#### ●「事業税に関する事項」

この欄に内容を記入した場合は、事業税の申告を行う必要はありません。

#### ●「所得金額調整控除に関する事項」

所得金額調整控除を申告する場合は対象となる同一  
扶養親族の内容を記入してください。

#### ☆記入に関する注意点

- ・文中で使用される「前年中」とは令和7年1月1日から12月31日までの期間をいいます。
  - ・令和3年度から特別の寡婦・寡夫が「ひとり親」に変更され、「寡婦」「ひとり親」となりました。

さらに、「申告者本人の合計所得金額が500万円以下であること」が追加され、寡婦とひとり親両方の該当要件に「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと」が追加されました。

#### ●「配当所得に関する事項」

由生する配当所得がある場合は内容を記入してください

※個人住民税が特別徴収されず、所得税と復興特別所得税が20.42%で源泉徴収されている上場株式等以外の配当等については申告が必要となりますのでご注意ください。